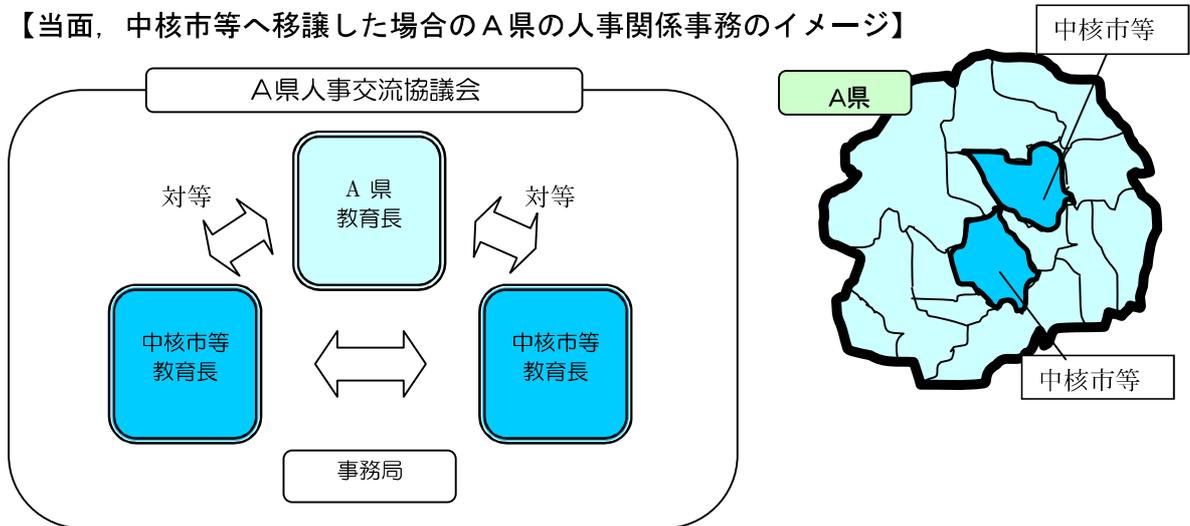


中核市教育長会「県費負担教職員の人事権等の移譲について」
 ～地方分権時代における質の高い義務教育の実現のために～ より抜粋

○ 参考資料

【当面、中核市等へ移譲した場合のA県の人事関係事務のイメージ】



【協議会の設置根拠】

地方自治法第252条の2 法人格を有しない共同執務組織
 (連絡調整協議会：事務の管理及び執行について連絡調整を図るための協議会)
 事務の総合的、一体的、統一的な処理を行うために共通の方針をもとめて連絡調整を行う協議の組織、設置にあたり、関係地方公共団体の議会の議決を要しない。

【協議会の構成】

会長及び委員（都道府県教育長、中核市等教育長で構成）

【協議会の役割】

○県内の広域人事交流の方針の策定、協定の締結

- ・人事に関する事務について協議、調整

(協議内容例)

- 広域ブロックの設定：設定の有無、ブロック割の考え方、広域での業務範囲
- 採用：採用数の決定、問題作成、試験、選考決定の方法、内容等（共同実施など）
- 異動：異動方針、交流規模、交流先、交流者名簿協議
- 管理職登用、懲戒等：基準の調整
- 教職員定数：定数配当、加配等の協議
- 学級編制：基準の調整
- 研修：研修方針、計画等の協議、連携協力による研修の実施

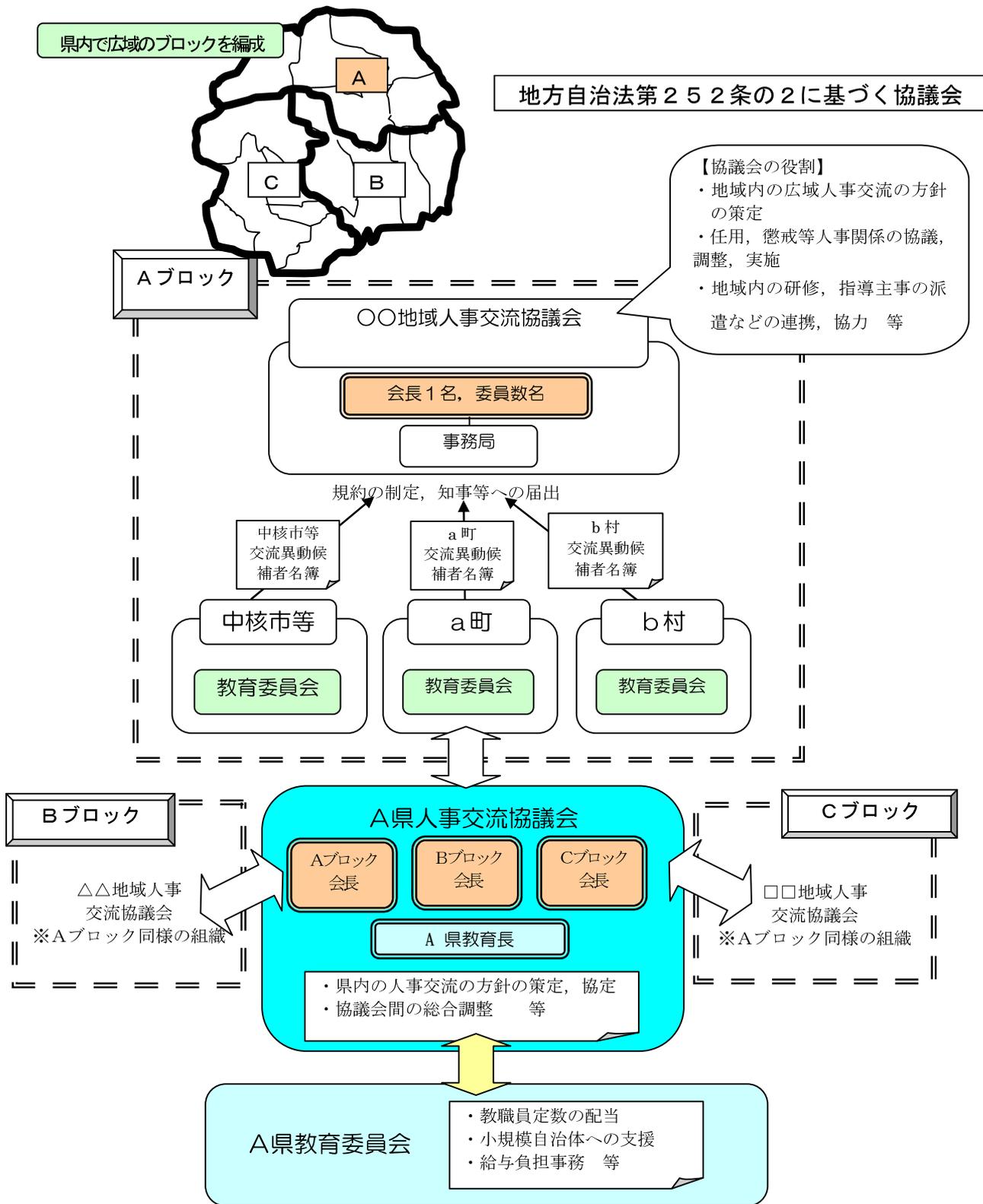
○市町村の体制整備への支援について協議 等

- ・他の市町村への人事権移譲に向けた体制整備、支援策の協議、実施

【最終的にすべての市区町村へ移譲後のA県のイメージ】

※ブロック分け（例）

・教育事務所単位 ・人口割 ・面積，距離 ・生活圈，これまでのつながり，関係等



和歌山県の教職員の郡市間人事交流について

和歌山市教育委員会
学校教育部 教職員課

和歌山県内の郡市においては、11月から12月の段階で、他郡市への人事異動希望について、教職員から文書で希望を取り、市町村教委を通じ、県教委のほうに集約する。その後2月初旬に、希望者を一同に集めて、受け入れ側の下記8郡市各々の担当人事主事が面接をし、その後、8郡市間で調整をして、郡市間交流人事異動を実施している。

《8郡市》

- ・和歌山市
- ・伊都地方
(橋本市・かつらぎ町・九度山町・高野町)
- ・那賀地方
(岩出市・紀の川市)
- ・海草地方
(海南市・紀美野町)
- ・有田地方
(有田市・有田川町・湯浅町・広川町)
- ・日高地方
(由良町・日高町・美浜町・日高川町・御坊市・印南町・みなべ町)
- ・西牟婁地方
(田辺市・上富田町・白浜町・すさみ町)
- ・東牟婁地方
(新宮市・那智勝浦町・太地町・古座川町・串本町・北山村)

